



うんてんめんきょ 1 運転免許

こくさいうんてんめんきょしょう がいこくうんてんめんきょしょう 1-2 国際運転免許証と外国運転免許証

こくさいうんてんめんきょしょう (1) 国際運転免許証

じょうやく ていけつ く に はつきゅう こくさいうんてんめんきょしょう も ひと つぎ きかん にほんこく
ジュネーブ条約を締結している国が発給した国際運転免許証を持っている人は、次の期間、日本国
ないくるま うんてん
内で車の運転ができます。

こくさいうんてんめんきょしょう うんてん きかん ●国際運転免許証で運転できる期間

こくさいうんてんめんきょしょう うんてん きかん にほん じょうりく ひ ねんかん こくさいめんきょしょう ゆうこう きかん
国際運転免許証で運転できる期間は、日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有効期間のい
みじか きかん じゅうみんきほんだいちょう きろく もの さいにゆうこくきょか う しゅつこく どうがい
れかの短い期間です。ただし、「住民基本台帳に記録されている者が再入国許可を受けて出国し、当該
しゅつこく ひ げつ み きかんない ふたたび ほんぽう じょうりく ばあい のぞ
出国の日から3カ月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合を除く」とされています。つまり、このよ
ばあい きさんび さいしよ にほん じょうりく ひ
うな場合、起算日は最初に日本に上陸した日となります。

どうろこうつう かん じょうやく じょうやく ていけつこく ねん がつけんざい ●道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)締約国(2012年12月現在)

アジア	日本	アフリカ	マリ	ヨーロッパ	アイスランド
	フィリピン		ニジェール		ブルガリア
	インド		ルワンダ		マルタ
	タイ		セネガル		アルバニア
	バングラデシュ		シエラ・レオネ		ルクセンブルグ
	マレーシア		トーゴ		モナコ
	シンガポール		チュニジア		サンマリノ
	スリランカ		ウガンダ		バチカン
	カンボジア		ジンバブエ		キルギス
	ラオス		ナミビア		グルジア
韓国	ブルキナファソ	チェコ			



中近東 ちゆうきんととう	トルコ	ヨーロッパ	ナイジェリア	北中南米 ほくちゆうなんべい	スロバキア
	イスラエル		イギリス		アメリカ
	シリア		ギリシャ		カナダ
	キプロス		ノルウェー		ペルー
	ヨルダン		デンマーク		キューバ
	レバノン		スウェーデン		エクアドル
	アラブ首長国連邦 しゅちょうこくれんぽう		オランダ		アルゼンチン
アフリカ	南アフリカ みなみ	フランス	チリ		
	中央アフリカ ちゆうおう	イタリア	パラグアイ		
	エジプト	ロシア	バルバドス		
	ガーナ	セルビア	ドミニカ共和国 きょうわこく		
	アルジェリア	モンテネグロ	グアテマラ		
	モロッコ	スペイン	ハイチ		
	ボツワナ	フィンランド	トリニダード・トバコ		
	コンゴ民主 みんしゅ	ポルトガル	ベネズエラ		
	コンゴ	オーストリア	ジャマイカ		
	ベナン	ベルギー	ニュージーランド		
	コートジボワール	ポーランド	フィジー		
	レソト	アイルランド	オーストラリア		
	マダガスカル	ハンガリー	パプアニューギニア		
	マラウイ	ルーマニア	オセアニア		
			行政区域 ぎょうせいこくいき	ほんこん 香港	
				マカオ	

こく ちいき
(95 カ国 2地域)

しゅつてん けいしちやう
出典：警視庁ホームページ

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.htm>

こくさいうんてんめんきょしょう こうしん
(2) 国際運転免許証の更新

こくさいめんきょしょう じやうやく もと かっこく はつきゆう がいこく こくさいめんきょしょう にほん
国際免許証は条約に基づき、各国がそれぞれ発給しているものであり、外国の国際免許証を日本で





こうしん

更新することはできません。

こくさいうんてんめんきょしょう ゆうこうきげん す はつきゅうこく あら しゅとく ひつよう
国際運転免許証の有効期限が過ぎたときは、発給国で新たに取得する必要があります。

ねんいじょうにほん たいざい にほん めんきょしょう しゅとく
もし、あなたが1年以上日本に滞在するならば、日本の免許証を取得しましょう。

がいこくうんてんめんきょしょう

(3) 外国運転免許証

ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証については、日本語の翻訳文が添付されていれば、日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有効期間のいずれかの短い期間、日本で運転できます。ただし、「住民基本台帳に記録されている者が再入国許可を受けて出国し、当該出国の日から3カ月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合を除く」とされています。つまり、このような場合、起算日は最初に日本に上陸した日となります。日本語の翻訳文は外国運転免許証を発給した機関か、日本にある大使館、領事館または日本自動車連盟(JAF・2-4 参照)で翻訳されたものに限られます。

うんてん しよるい しよじ
また、運転するときはこれらの書類とともにパスポートを所持しなければなりません。